

# りぶる

さっぽろ

Vol. 7 SPRING

## 特集

配偶者からの暴力の根絶をめざして  
～わたしたちにできること～

### インタビュー

NPO法人自立生活センターさっぽろ  
事務局長 岡本 雅樹さん



# 配偶者からの暴力の根絶をめざして ～わたしたちにできること～

配偶者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）は、個人の尊厳を不当に傷つけ、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な問題です。近年、DVに対する関心は高まっていますが、暴力を社会から根絶するためには、私たち一人ひとりが、DVを自分たちの問題としてとらえ、より理解を深めなくてはいけません。今回は、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、昨年11月25日に行いました講演会での、戒能民江さんのお話をご紹介します。

## 隠された暴力

DVという言葉は大変浸透してきました。しかし、人々にとっては、まだまだ分かりにくいのではないかでしょうか。DVの被害者でさえ、DVに関する本を読んだり、いろいろな人の話を聞いたりして、「自分は被害者なんだ」と初めて気付くことがあります。加害者の側も自分が暴力を振るっているという認識はほとんどありません。一歩外に出れば、良き親であったり、社会人であったりしますので、第三者から見ても大変分かりにくいものなのです。

DVが社会問題として注目を浴びるようになったのは、ごく最近のことです。しかし、言うまでもなくDVという現象は昔からありました。ただ、問題は、その現象に言葉や概念が与えられていなかったことです。政治家として活躍された市川房枝さんの自伝にDVに関する記述が

あります。もちろん、DVという言葉は使われていません。市川さんが幼少のころ、父親が母親にひどい暴力を繰り返し、母親は抗議もせず耐え忍ぶだけでした。なぜ黙っているのかと聞くと、女だから仕方がないという答えしか返ってこなかつたというのです。それが、子ども心中に理不尽だと思ったわけです。市川さんは、後に女性運動の道を進まれましたが、その根底には父親の母親に対するDVがあったのです。

DVというものは、私たちの母親や祖母の世代でも、名もなき女性たちにとって、ごく一般的なものであっただろうと想像できます。DVを始め、女性に対する暴力について考えるとき、キーワードとなるのは、それが「隠された暴力」であるということです。単なる夫婦げんかであると隠されてきたものに女性たちがDVという名を与え、世に示していくことなの

です。

DVが、これまで社会の中で「あってもないような問題」とされてきたのはなぜでしょうか。たとえ自分自身は一切の暴力を行わず、無関係であったとしても、DVが隠された問題であることを言い訳にして、人々が暴力を容認する社会をつくってきたからではないかと思います。

こうした問題を考えるときに大切なことは、隠されたものを発見する目を持つということです。それができず、見過ごしてしまい、そのまま放置すると、最悪の場合には人の生命にかかる問題になってしまうのです。

## DV防止法の意義

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆるDV防止法は平成13年(2001年)に制定されました。まだ不十分な点もあるかと思いますが、それでもなお、この法

## 講師プロフィール 戒能 民江さん

(お茶の水女子大学生活科学部教授)

専門は家族法・法女性学。  
「夫（恋人）からの暴力」調査研究会メンバーとして、平成4年（1992年）、日本で初めて配偶者からの暴力実態調査を実施。「埼玉県男女共同参画審議会委員」や「被害者のためのDV法を求める全国連絡会共同世話人」として積極的な活動を行っている。



律は非常に意義のあるものだと考えています。法律の正式名称に注目すると、これまで夫婦げんかとしてしかとらえられていなかったものが、「配偶者からの暴力」であり、夫婦げんかの片割れに過ぎなかった人たちが「被害者」であると正当に位置付けられたことが分かります。

家庭というのはプライバシーの領域なので、やたらに介入してはいけないというのが、近代社会の原則です。しかし、その原則の下でDVという最大の人権侵害が行われてきたのです。DV防止法により、こうした不介入の原則が打破されました。

また、これまでDVに目を向け、取り組んできたのは民間の女性たちでした。しかし、やはり国民の幸せや安全を守っていく責任は行政にあるということも、この法律によりはっきりしました。

そして、もう一つの意義は、人々の意識を変えていかなければいけないということです。被

害者が、周囲の人たちにDVを受けていることを打ち明けることがあるかもしれません。そうしたときに、DVについてきちんと理解していることが大変重要になります。打ち明けたところで、「考えすぎだ」「我慢が足りない」と返されれば、被害者は、「言っても分かってくれない」と感じ、結局、暴力の中に戻っていくということが繰り返されるのではないかでしょうか。DVは根の深い問題です。地道に人々の意識を変える営みを続けていかなければなりません。この法律が、暴力を容認する社会を変えていくための第一歩になるのだと思っています。

## 法改正のポイント

このたび、DV防止法が改正されました。法改正のポイントが3点挙げられます。1つは配偶者からの暴力の定義の拡大ということです。暴力は身体的暴力、

精神的暴力、性的暴力など、いくつかに類型化できます。しかし、「暴力」と聞くと、私たちは殴ったり、蹴ったりという身体的な暴力をイメージしがちです。

改正前のDV防止法では、身体的な暴力に限定していたので、もともと分かりにくいDVがより表面化しにくくなったという側面があると思います。あらゆる暴力、あらゆる手段を使って、相手の精神状態、感情、行動、生活などを支配すること、それがDVです。今回の法改正で、暴力の定義が、身体的な暴力だけではなく、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」にまで拡大されたので、法律の定義が実態に近づいたと思っています。

もう一つは保護命令制度の拡充です。離婚後に元配偶者から受けた暴力に対しても、保護命令を申し立てができるようになりました。DVは、

別れれば良いというものではありません。別れようとする時や別れた後に最も暴力の危険があると言われているのです。そして、追跡の恐怖もあります。被害者聞くと、暴力を受けていた時よりも、逃げた後の恐怖心の方がとても強かったと言うのです。追いかけられて、さらにひどい暴力を受けるのではないかという恐怖は、第三者が考える以上に大きいのだということが分かります。

また、接近禁止命令の効力が、同居している子どもにも及ぶようになりました。これまで対象は被害者本人のみに限られていたので、子どもの安全はどうするのかという議論がありました。特に子どもの連れ去りという問題です。加害者が、学校などの前で待ち伏せて、子どもを連れて行ってしまう事例が大変多く、連れ去りが怖いから逃げられないという被害者もたくさんいる

のです。親に会うという子の福祉が侵害されるという指摘もあります。しかし、加害者の中には子どもにも暴力を振るう人がいますし、直接暴力を受けていなくても、家庭内でDVが行われることは、深刻な影響を子どもに与えるものなのです。DVの影響をしっかりと考えず、表面的な問題だけを見ていると、子どもの利益や福祉を無視した対応が行われる危険性があると思います。

そして、3点目は被害者に対する生活再建支援、自立支援です。逃げたら終わりではなく、その後が大変なのです。DVは福祉だけではなく、いろいろな問題がかかわってきます。医療や教育、離婚調停、就労、住宅など、まさに女性の総合問題だと思います。こうした問題がどっと押し寄せてくるため、全部自分でやりなさいと言っても難しいのです。あちこちを駆けずり回ったりし

なくとも、1カ所に行けばいろいろなサポートを受けられる方向で考えるべきだと思います。

## 暴力は許さない

DVは、特殊で例外的な問題ではなく、私たちの社会が生み出し、許してきた問題です。また、たとえ身体的な暴力を受けた経験はなくても、精神的な暴力や性的な暴力まで広げて考えてみたらどうでしょうか。自分には全く関係ないとは言えないのではないでしょうか。

人間の尊厳を傷つけ、奪い去っていくものがDVです。だからこそ、DVを許すことはできませんし、その対策に一生懸命に取り組まなければならないのです。道のりは遠いですが、一步一歩力強く歩いていきたいと思っています。

## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」とは？

配偶者からの暴力についての通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るため、平成13年（2001年）に制定されたものです。平成16年（2004年）12月に改正法が施行され、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援等の明確化、都道府県の基本計画の策定などの改正が行われました。

### 保護命令制度

被害者が、さらなる暴力により生命または身体

に重大な危害を受けるおそれが多いときに、地方裁判所に申し立てると、加害者に対し保護命令が出されます。保護命令には、「接近禁止命令」と「退去命令」の2種類があります。

### 「接近禁止命令」

加害者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止する命令で、期間は6ヶ月です（被害者と同居する未成年の子どもも対象になります）。

### 「退去命令」

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるもので、期間は2ヶ月間です。

# 札幌市 男女共同参画推進室 からのお知らせ

## Information

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
電話:(011) 211-2962 FAX:(011) 218-5164  
ホームページ:<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/>

### 〈概要版の配布場所〉

- ・札幌市男女共同参画センター・市役所2階市政刊行物コーナー
- ・各区役所総務企画課広聴係・各地域のまちづくりセンター
- ・市立図書館

### 〈ホームページ「札幌市の男女共同参画施策」〉

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/>

## 男女共同参画さっぽろプラン 年次報告書を公表しました

札幌市では、平成15年4月に「男女共同参画さっぽろプラン」を策定し、男女共同参画社会を実現するためのさまざまな施策を総合的かつ計画的に進めています。このたび、このプランに基づく施策の推進状況について報告書を作成し、公表しました。

これは、主に平成15年度と平成16年度の施策の推進状況を取りまとめたもので、個々の施策の実施結果のほか、施策の推進状況を長期的な視点で総合的に判断するため、札幌市男女共同参画審議会が設定した指標の達成度なども掲載しています。

この報告書は、男女共同参画センターや市役所2階市政刊行物コーナーなどで閲覧でき、ホームページで見ることもできます。また左記の場所で概要版も配布しています。

## 平成16年度札幌・ポートランド男女共同参画交流事業を実施しました

札幌・ポートランド男女共同参画交流事業は、姉妹都市提携事業の一環として、市民が国際的な視野を広げるとともに、海外の男女共同参画の現状を調査し、札幌市の男女共同参画施策に役立てるため行ったもので、公募で選ばれた市民9人で構成した派遣団が、平成16年6月11日から20日までポートランド市を訪問しました。

派遣団は、主に「女性に対する暴力」と「政策決定や民間企業における女性参画状況」について調査するため、民間シェルターの視察や企業の女性経営者との会談などを行いました。

帰国後は、その結果を広く市民に報告するため、平成16年9月に報告会とパネル展を開催したほか、「働く女性の雇用環境」や「家庭での夫婦の家事・育児の関わり方と考え方」など、各派遣団員の個別レポートも盛り込み、報告書を作成しました。

報告書をご覧になりたい方は、札幌市男女共同参画推進室までお問い合わせください。



コロンビア・スポーツウェア社 会長のガート・ボイル氏（中央）と



民間シェルター「ラファエル・ハウス」を視察

# Interview

インタビュー

このコーナーでは、地域で男女共同参画を推進するための活動に取り組んでいる個人や団体にインタビューをし、その活動内容をお伝えします。

今回は、障がいのある方の自立をサポートする「自立生活センターさっぽろ」事務局長であり、現在、札幌市男女共同参画リーダー事業に参加している岡本雅樹さんにお話を伺いました。

札幌市男女共同参画リーダー事業とは…地域における自主的な普及、啓発活動や札幌市との協働による事業を行うなど、市民自らが男女共同参画推進の担い手となる事業です。



岡本雅樹さん  
(NPO法人自立生活センターさっぽろ事務局長)

Q. 男女共同参画リーダー事業に参加されたきっかけは?

A. 仕事で、「対等な社会」について考えることが多いのですが、それは、障がいがある、ないということだけではなく、男女の間でも同様だと思います。さらに、障がいのある女性は、障がいがあるということと、女性であるということで二重の差別を受けることがあります。一人ひとりが自分らしくパワフルに生きていける社会について考え、男性が直面する問題について学んでみたいと思いました。

Q. 男性が直面する問題について、どのようなことに関心がありますか

A. 男性は、小さいころから強く生きることや、競争することを強いられ、自分の中に、強くたくましくなければならないといった「男らしさ」の意識が形成されます。そのようなプロセスや周りの環境によっては、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力が引き起こされると考えます。また、誰にも悩みを相談できず、お酒やたばこで感情をごまかしたり、時には自殺してしまったりすることもあると聞きます。障がいのある男性も、「男らしさ」にとらわれて、助けを求められない人がたくさんいます。

Q. ジェンダー意識を取り除くためには、どのような取り組みが考えられますか

A. ジェンダー意識にとらわれている男性が持っている「男らしさ」の概念を打ち破ることができれば、より生きやすくなるのだと思います。

自立生活センターでは、障がいのある方が自分の力を取り戻すためにピア・カウンセリングという手法を使います。

Q. ピア・カウンセリングについて教えてください

A. 2人で平等に時間を分け合い、話し手と聞き手の役割を交代しながら、アドバイスや助言をせずにお互いに話を聞き合うことで、自分を見つめ直します。

多くの障がいのある方々は、育ってきた過程で、さまざまな否定を受けます。私は、障がいがあることは「悪いこと」「社会にとって迷惑な存在」と思っていました。しかし、自分を見つめ直す時間を持つことで、自分の魅力を再発見し、ありのままの自分を好きになりました。

Q. 今後はどのような社会を目指して活動しますか

A. 私たちは「自立」を「自己選択・自己決定・自己責任」と考えます。それは、日常生活の中で、着たい洋服や食べたい物など小さなことから、自分の人生を左右するような大きなことまですべてを自分自身で選択し、決定し、そしてその結果を引き受けるということです。このプロセスを大切にしながら、自分らしい人生を選択することのできる社会を目指したいです。

# 相談室 Q&A

このコーナーでは、男女共同参画センターの相談窓口に寄せられる相談内容を参考に、身近な問題解決についてご紹介します。

**Q.** 人からどう思われているか気になり、消極的になってしまふ自分が嫌です。

**A.** 他人があなたをどう思うかは、あくまで他人が思うことであって、あなた自身の本来の価値とは関係のないものです。大切なことは、あなた自身が自分のことどう扱っているかです。ありのままの自分を認め、受け入れることができていて、長所も短所も含め自身のことが好きかどうかです。自分のことを好きになると、他人の言葉に左右されずに自分らしく生きることができます。

## 自分を好きになるためのヒント

① 認める感情を

感情にはよい感情も悪い感情もありません。喜びや悲しみ、怒りや憎しみなど、どんな感情も自分の大切な気持ちです。今、自分の中にある感情をしっかり認めてあげましょう。

② 耳を傾ける感情に

自分自身の心の声に耳を傾けてください。怒りや悲しみの奥にある、あなたの本当の気持ちをもう一人の自分に聴いてみましょう。

③ 打ちあける感情を

ありのままを受け入れてくれるひとに、自分の気持ちを話しましょう。自分の気持ちをクリアにすることで何が大切かが見えてきます。自分を好きになる一歩です。

### 札幌市男女共同参画センターの相談窓口

一人で悩まず、新たな一步を踏み出すきっかけとしてご利用ください。  
相談は無料です。

総合相談	火 15:00~17:00 (第2火18:00~20:00) 木 10:00~12:00	728-1225 (電話・面接)
法律相談	金 13:00~15:00 (要予約) (第2金18:00~20:00)	728-1222 (面接／一人30分)
心とからだ相談	火 14:00~16:00 (要予約) (産婦人科・精神科)	728-1222 (面接／一人50分)
仕事の悩み相談	水 13:30~15:30 土 10:00~12:00	728-1227 (電話・面接)
男女の人権相談	月 10:00~12:00 水 18:00~20:00	728-1226 (電話・面接)

### 情報センターからのお知らせ

情報センター(札幌エルプラザ1階) 電話:(011)728-1223 ホームページ<http://www.danjyo.si-piazza.jp>

情報センターでは、男女共同参画、消費生活、市民活動、環境に関する図書や資料を扱っています。調べたいテーマに合った資料を職員がご案内いたします。どうぞご相談ください。

#### 〈情報センターでの資料収集の支援〉

[例] 男女共同参画について調べたい

カウンターで、職員にご相談ください

インターネット蔵書検索や、館内にある図書検索機で探すこともできます

館内のインターネット用パソコンで情報を検索できます

例えば…

男女共同参画についての基礎的な知識を得たい

子どもたちに男女共同参画について教えてみたい

さまざまな分野での男女共同参画の状況を知りたい

職場や研修で男女共同参画を伝えたい

手軽に男女共同参画を学びたい

全国の自治体の男女共同参画に関する取り組みを知りたい

男女共同参画に関する基本的な図書はもちろん、児童書や絵本もあります

男女共同参画に関する図書が、労働、教育、家族、医療、芸術…と分野ごとに配架されています

男女共同参画に関するビデオを貸し出します。また情報センター内の視聴もできます

行政資料や、全国の関連施設で発行している機関誌等を閲覧できます

男女共同参画センターホームページから全国の関連施設のホームページにアクセスすることができます

図書等の貸し出し、インターネットの使用には、「かしだしけん」が必要です。すぐに発行することができますので、住所、氏名の分かるものを持参ください。

## 数字に見る男女共同参画

# 28.2歳

女性平均初婚年齢(札幌市平成15年)

初婚年齢が上昇することを「晩婚化」と呼びます。札幌市の女性平均初婚年齢が26.1歳から27.1歳へと1歳上昇するのには、昭和61年(1986年)から平成11年(1999年)まで13年かかりましたが、27.1歳から28.2歳へと約1歳上昇するのにかかった年数は4年でした。

また、「国勢調査」(平成12年)によると、札幌市の25歳～39歳の未婚率は男性が43.9%、女性が37%であり、10年間で男性が9%、女性が11.1%上昇しています。

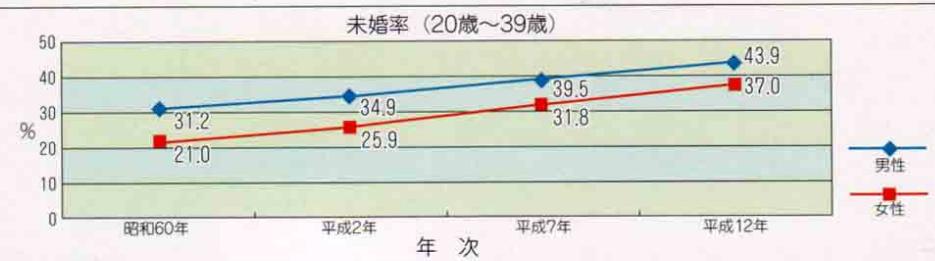
一人ひとりの価値観が多様化してきている現代です。さまざまな選択肢から自分らしい生き方が選択できる社会を目指していきたいものです。

札幌市の平均初婚年齢の推移

年次	夫		妻	
	札幌市	全国	札幌市	全国
昭和61年	28.2	28.3	26.1	25.6
平成元年	28.3	28.5	26.2	25.8
3年	28.3	28.4	26.2	25.9
5年	28.4	28.4	26.5	26.1
7年	28.4	28.5	26.6	26.3
9年	28.5	28.5	26.9	26.6
11年	28.5	28.7	27.1	26.8
13年	28.9	29.0	27.6	27.2
15年	29.5	29.4	28.2	27.6

(参考:平成15年札幌市衛生年報)

札幌市の未婚率の推移  
(総務省統計局「国勢調査」平成12年)



### 札幌市男女共同参画センター主催事業のお知らせ

3月5日(土)に実施を予定していた「男女共同参画調査研究事業報告会」は、今年度対象となる事業がなかったため、中止になりました。ご了承ください。

\*平成17年度の事業につきましては、別途ご案内いたします。なお、男女共同参画センターが主催するすべての事業には、託児(1歳6ヶ月以上就学前の幼児)があります。どうぞご利用ください。

### 情報センターから「不明本」のお知らせ

平成16年10月末に実施しました蔵書の整理期間には、ご協力をいただきましてありがとうございました。蔵書点検を実施した結果、行方の分からぬ図書が121冊ありました。誤って貸出手続きをされていない図書をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご返却をお願いいたします。

### 〈情報センターの開館時間〉

閲覧 9:00～20:00

貸出 9:00～19:45

返却 カウンター又は返却ポスト(8:45～22:00)にお返しください。なおビデオ等のAV資料については、直接カウンターへお返しください。

### 編集後記

皆さんにとりまして、平成16年度はどのような1年だったでしょうか。平成16年12月に配偶者暴力防止法が改正されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、確実に一步ずつ進んでいるところだと感じます。皆さんからセンターへ、施設利用に関するご意見、講座内容に関するご意見などに多くのご意見、ご要望をいただき、それらのご意見にできる限りお応えすることで少しずつ成長できた1年でした。来年度もご支援いただけると幸いです。

### 〈お便りお待ちしています〉

本誌に対するご意見とともに、男女共同参画センターの主催事業、施設利用などに関するご意見もお待ちしています。はがき、封書、FAXで、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、

札幌市男女共同参画センター  
「りぶる さっぽろ」係  
までお送りください。

発行月：平成17年3月

発 行：札幌市男女共同参画センター

(管理運営 財団法人札幌市青少年女性活動協会)

所在地：〒060-0808

札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内

電 話：(011)728-1222 FAX：(011)728-1229

ホームページ：<http://www.danryo.sl-plaza.jp>